

第73回 税理士試験

〔 所得税法 〕

解答・解説レジュメ

第 7 3 回 税 理 士 試 験 所 得 税 法

●はじめに

今回の本試験は、理論問題の問題量が多く、全体としても比較的ボリュームの多い問題であった。理論問題についても計算問題についても難易度が高く、120分という限られた時間の中では高得点を取るのが難しい問題であったため、時間内に取れるところを見つけ出し、得点に結びつけていけたかがポイントになると思われる。

Z-73-C [第一問] 解 答

問 1 令和5年中に居住者Aが国内において受け取った上場株式の配当の税務上の取扱いについて、次の(1)～(4)の事項を説明しなさい。なお、非課税制度（いわゆるNISA制度）について考慮する必要はない。

- (1) 配当の支払いを受ける際の課税
- (2) 配当所得の金額の計算
- (3) 配当所得に関する課税方法
- (4) 居住者Aの申告において、上記(3)の課税方法それぞれの場合に適用される主な所得税における制度

(1)について

1 源泉徴収義務（法181） **3**

居住者に対し、国内において上場株式の配当の支払をする者は、その支払の際、その配当について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

2 源泉徴収税額（法182、措法9の3） **4**

(1) (2)以外の場合

配当等の額（外国所得税額控除後）×15%

(2) 持分割合が3%以上である場合

配当等の額（外国所得税額控除後）×20%

※ 所得税額の2.1%の復興特別所得税額があわせて徴収される。

(2)について（法24②、36） **4**

配当所得の金額は、その年中の配当等の収入金額から配当所得を生ずべき元本を取得するための負債の利子の額を控除した金額とする。

なお、その年分の配当所得の金額の計算上、収入金額とすべき金額は、原則として、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的利益をもって収入する場合には、その経済的利益等のその享受等する時における価額）とする。

但し、無記名株式等の配当等は、その年において支払を受けた金額とする。

(3)について

1 総合課税（法22、89） **3**

上場株式の配当に係る配当所得の金額は、原則として、他の所得と総合して総所得金額を構成し、超過累進税率により所得税が課税される。

なお、源泉徴収税額は、確定申告により精算される。

また、基準所得税額の2.1%の復興特別所得税があわせて課税される。（以下同じ）

2 申告分離課税（措法8の4） **3**

上場株式の配当（持分割合が3%以上のものを除く。）は、申告を要件に、他の所得と区分し、上場株式等に係る配当所得等の金額（課税所得金額は、上場株式等に係る課税配当所得等の金額）として、その15%の税率により所得税が課税される。

なお、源泉徴収税額は、確定申告により精算される。

3 申告不要（措法8の5） **3**

次の配当等は、確定申告しないことができる。

この場合には、源泉徴収税額だけで課税関係が完結する。

- (1) 上記2の上場株式の配当
- (2) 上記2以外の上場株式の配当で、1回の支払金額が、10万円（計算期間が1年でないときは、月数であん分した金額）以下であるもの

(4)について

1 総合課税の場合（法69、70～71の2、92、95） **4**

- (1) 課税標準を計算する場合において、不動産所得、事業所得、山林所得又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額（措置法により分離課税されるものを除く。）があるときは、一定の順序により、これを上場株式の配当に係る配当所得の金額から控除する。
- (2) 純損失の繰越控除額又は雑損失の繰越控除額があるときは、一定の順序により、これを上場株式の配当に係る配当所得の金額を含む総所得金額の計算上控除する。
- (3) 上場株式の配当に係る配当所得で総合課税されるもの（外国法人から受けるものを除く。）を有する場合には、配当控除の適用があり、その者のその年分の所得税額から、その配当所得の金額の10%（課税総所得金額等から一定の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超えときは、その超える部分は5%）相当額を控除する。
- (4) 上場株式の配当に係る配当所得につき外国所得税を納付することとなる場合には、外国税額控除の適用があり、次の金額を限度として、その外国所得税額をその年分の所得税額から控除する。

《控除限度額》

$$\text{その年分の所得税額} \times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の合計所得金額}} \left[\frac{100}{100} \right] \text{限度}$$

2 申告分離課税の場合（措法8の4、法95） **4**

- (1) 確定申告書を提出する居住者のその年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。
- (2) 確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前3年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。
- (3) 上場株式の配当に係る配当所得につき外国所得税を納付することとなる場合には、1(4)と同様に外国税額控除の適用がある。
- (4) 申告分離課税を適用した場合には、配当控除の適用はない。

3 申告不要の場合（措法8の5） **2**

上場株式の配当に係る配当所得の金額を申告不要とした場合は、配当控除及び外国税額控除の適用はない。

問2 地震等の災害により、居住者が所有している次の(1)～(3)の不動産に被害を受けた場合、その被害による損失は所得税法上どのような取扱いとなるか、簡潔に説明しなさい。

なお、説明に当たっては、損失金額の計算方法の概要についても併せて説明しなさい。

(注)「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に規定されている事項については、説明する必要はない。

- (1) 居住している不動産
- (2) 事業の用に供している賃貸用不動産
- (3) 主として保養の目的で所有している不動産

(1)について

1 雑損控除 (法72) 4

居住者が居住している不動産について災害による損失が生じた場合（その災害に関連してやむを得ない支出をした場合を含む。）において、その年におけるその損失の金額（直前の資産の価額（取得費相当額によることもできる。）の合計額を基礎として計算し、上記のやむを得ない支出をした金額を含み、保険金等により補てんされる部分の金額を除く。）が足切限度額（原則として課税標準の合計額の10%相当額）を超えるときは、その超える部分の金額（以下「雑損失の金額」という。）を、その者のその年分の課税標準から控除する。

2 雑損失の繰越控除 (法71、71の2) 3

上記1により控除しきれない部分の金額は、申告を要件に、その年の翌年以後3年間（特定非常災害により生じた金額は5年間）にわたって繰越し、課税標準の計算上控除する。

(2)について

1 資産損失の必要経費算入 (法51①) 4

居住者が不動産所得を生ずべき事業の用に供している賃貸用不動産について災害により受けた損失の金額（直前の未償却残額を基礎として計算し、保険金等により補てんされる部分の金額を除く。）は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 純損失の金額の取扱い (法70、70の2、140) 3

上記1により必要経費に算入したことにより生じた不動産所得の損失の金額は損益通算の対象となり、通算しきれない損失の金額（被災事業用資産の損失の金額）は、青色申告者、白色申告者を問わず、3年間（特定非常災害により生じた金額は5年間）にわたって繰越し、課税標準の計算上控除する。

また、青色申告者の場合には、繰越控除との選択で、前年への繰戻し還付を適用することができる。

(3)について

生活に通常必要でない資産の損失の控除 (法62、令178) 6

居住者が、災害により主として保養の目的で所有している不動産（生活に通常必要でない資産）について受けた損失の金額（直前の取得費相当額を基礎として計算し、保険金等により補てんされる部分の金額を除く。）は、その者のその損失の生じた日の属する年分又はその翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなす。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

なお、それぞれの設問ごとの配点は、問1が30点、問2が20点となります。

▶解答への道◀

問1

上場株式の配当についての税務上の取扱いについて、源泉徴収制度から、所得計算、課税方法、さらには各課税方法ごとの申告において適用される制度について問われた。

上場株式の配当については、その配当の計算基準日における持分割合によって、適用される法令が異なるため、両者を想定した解答が望ましいと思われる。

具体的には、持分割合3%未満の場合は、(1)源泉徴収税率(15%)、(2)課税方法(総合課税、申告分離課税又は金額要件のない申告不要の適用)となり、持分割合3%以上の場合は、(1)源泉徴収税率(20%)、(2)課税方法(総合課税又は少額配当の申告不要の適用)となる。

また、各課税方法ごとの申告において適用される制度については、損益通算、繰越控除、配当控除の適用関係を解答できれば良いと思われる。

問2

各種資産に災害による被害を受けた場合の損失の取扱いについて問われた。

それぞれ、内容的には基本事項であるが、「簡潔に説明しなさい。」という問題文にあるとおり、解答ボリュームに注意して解答できたかどうかポイントであろう。

なお、損失金額の計算方法も解答を求められていることに注意が必要であった。

また、改正により、特定非常災害に係る損失の繰越期間が5年となったため、その内容についても触れておきたい。

Z－73－C〔第二問〕解 答

問

I 各種所得の金額の計算 (単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
事業所得	5,752,143	1 総収入金額 (合計 19,300,000) (1) 売上高 (合計 19,300,000) ① C社 3,500,000 2 ② D社 0 ③ E社 8,000,000 ④ F社 5,800,000 ⑤ G社 2,000,000 2 (2) 雑収入 0 2 必要経費 (1) 経 費 (合計 12,897,857) ① 給料賃金 $6,000,000 + 930,000 \times \frac{16 \text{ 日}}{31 \text{ 日}} = 6,480,000$ 2 ② 事務用消耗品費 $3,300,000 - 3,080,000 = 220,000$ ③ 租税公課 100,000 ④ 保険料 $900,000 - 840,000 = 60,000$ ⑤ その他経費 4,000,000 ⑥ 損害賠償金 1,000,000 2 ⑦ 減価償却費 (合計 1,790,334) イ パソコン2台 $500,000 \times 0.250 \times \frac{6}{12} = 62,500$ 2 ロ パソコン3台① 750,000 (少額) ハ パソコン3台② 750,000 (少額) ニ 事務用機器 $400,000 \times 0.200 \times \frac{3}{12} = 20,000$ ホ サーバー $500,000 \times 0.167 \times \frac{4}{12} = 27,834$ 2 ヘ 給与及び会計ソフトウェア (合計 180,000) 2 (a) $180,000 \times \frac{1}{3} = 60,000$ (b) $180,000 - 60,000 = 120,000$ ⑧ 未完成の仕掛経費 $\triangle 1,000,000$ 2

		(2) 貸倒引当金繰入額 廃業のため、貸倒引当金の繰入れ不可 2 (3) 事業税みなし控除検討前の必要経費の合計 12,650,334 (4) 事業税のみなし控除（適用の可否） 廃業のため適用あり ① 事業税の課税見込額 $19,300,000 - 12,650,334 - 2,900,000 \times \frac{6}{12}$$= 5,199,000 \text{（千円未満切捨）}$$5,199,000 \times 5\% = 259,900 \text{（百円未満切捨）}$ ② 事業税の税効果 <math display="block">\frac{259,900}{1 + 5\%} = 247,523 \text{（やり方 2）}</math> (5) 必要経費の合計 (3) + (4) = 12,897,857 3 青色申告特別控除額 $1 - 2 \geq 650,000 \quad \therefore 650,000$ 4 $1 - 2 - 3 = 5,752,143$
給与所得	2 11,050,000	1 収入金額（合計 13,000,000） ① A社1月2月役員報酬 1,500,000（源分） ② A社3月4月役員報酬 2,000,000 ③ H社1月給料 300,000（源分） ④ ストックオプションの権利行使による経済的利益 $(100,000 - 45,000) \times 200 \text{株} = 11,000,000$ 2 給与所得控除額 1,950,000 3 $1 - 2 = 11,050,000$
退職所得	2 5,600,000	1 特定役員退職手当等 (1) 収入金額 7,000,000 (2) 特定役員退職所得控除額 $\begin{matrix} \times 1 & \times 2 \\ 200,000 \times 2 \text{年} + 400,000 \times (3 \text{年} - 2 \text{年}) = 800,000 \end{matrix}$$\begin{matrix} \times 1 & R 2. 6. 1 \sim R 3. 6. 30 \Rightarrow 2 \text{年（1年未満切上）} \\ \times 2 & R 2. 6. 1 \sim R 5. 4. 30 \Rightarrow 3 \text{年（1年未満切上）} \end{matrix}$ (3) (1) - (2) = 6,200,000 2 2 一般退職手当等 (1) 収入金額 1,000,000 (2) 一般退職所得控除額 $\begin{matrix} \times \\ 400,000 \times 6 \text{年} - 800,000 = 1,600,000 \end{matrix}$$\times H29. 8. 1 \sim R 5. 4. 30 \Rightarrow 6 \text{年（1年未満切上）}$ (3) (1) - (2) = △600,000 3 $1 + 2 = 5,600,000$

譲渡所得 ・ 総合短期譲渡所得 の金額 ・ 分離長期譲渡所得 の金額 ・ 上場株式等に係る 譲渡所得等の金額	362, 500 34, 110, 906 180, 000	1 総合短期 (1) パソコン 8 台 $150, 000 \times 8 - (500, 000 - 62, 500 + 0) = 762, 500$ 2 (2) 事務用機器 $(400, 000 - 20, 000) - (400, 000 - 20, 000) = 0$ (3) サーバー $(500, 000 - 27, 834) - (500, 000 - 27, 834) = 0$ (4) 給与及び会計ソフトウェア $100, 000 - 0 = 100, 000$ (5) (1)から(4)の合計 862, 500 (6) 特別控除 $862, 500 - 500, 000 = 362, 500$ 2 分離長期 (自宅) ※② ※③ $51, 000, 000 - (5, 498, 194 + 10, 248, 900 + 1, 122, 000 + 20, 000)$ $= 34, 110, 906$ 2 ※ 取得費の計算 ① 建物及び土地の引継ぎ取得価額 $5, 050, 000 \times 5 \% + 10, 000, 000 + 1, 529, 000 + (20, 200, 000$ $+ 30, 300, 000 - 5, 050, 000 - 40, 150, 000) = 17, 081, 500$ ② 建物の取得費 $17, 081, 500 \times \frac{20, 200, 000}{20, 200, 000 + 30, 300, 000} = 6, 832, 600$ $\qquad \qquad \qquad * 1 \quad * 2$ $6, 832, 600 - 6, 832, 600 \times 0. 9 \times 0. 031 \times 7 \text{ 年} = 5, 498, 194$ $* 1 \quad 22 \text{ 年} \times 1. 5 = 33 \text{ 年} \quad \therefore \quad 0. 031$ $* 2 \quad \text{H}29. 4 \sim \text{R} 5. 11 \Rightarrow 7 \text{ 年 (6 月以上切上)}$ ③ 土地の取得費 $17, 081, 500 \times \frac{30, 300, 000}{20, 200, 000 + 30, 300, 000} = 10, 248, 900$ 3 上場株式等 (1) A 社株式 $137, 000 \times 200 \text{ 株} - (100, 000 \times 200 \text{ 株} + 1, 100 \times 200 \text{ 株}) = 7, 180, 000$ 2 (2) 特定株式の取得に要した金額の控除 $7, 180, 000 - 7, 000, 000 = 180, 000$
(雑) 所得	2 1, 000, 000	創業コンテスト賞金 1, 000, 000 ※ 父からの支援金は非課税
(利子) 所得	2 66, 500	ドル建定期預金 $133 \times 500 \text{ ドル} = 66, 500$ (総合)

Ⅲ 所得控除額の計算 (単位：円)

– 8 –

IV 課税所得金額の計算 (単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
課税総所得金額	16,397,000	$18,081,143 - 1,683,660 = 16,397,000$
課税長期譲渡所得金額	4,110,000	$34,110,906 - \underline{30,000,000} = 4,110,000$
上場株式等に係る課 税譲渡所得等の金額	180,000	2
課税退職所得金額	5,600,000	(千円未満切捨)

V 税額控除額及び税額の計算 (単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
算出税額	5,211,010	(1) 課税総所得金額に係る所得税額 $16,397,000 \times 33\% - 1,536,000 = 3,875,010$ (2) 課税長期譲渡所得金額に係る所得税額 $4,110,000 \times 15\% = 616,500$ (3) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税額 $180,000 \times 15\% = 27,000$ (4) 課税退職所得金額に係る所得税額 $5,600,000 \times 20\% - 427,500 = 692,500$ (5) (1)から(4)の合計 5,211,010
差引所得税額	5,211,010	
復興特別所得税額	109,431	$5,211,010 \times 2.1\% = 109,431$
所得税等の源泉徴収 税額	1,934,920	$(1,000,000 + 7,000,000) \times 20.42\% + 1,000,000 \times 10.21\%$ $+ 199,220 = 1,934,920$
所得税等の申告納税額	3,385,500	(百円未満切捨)
所得税等の予定納税 額	0	
納付すべき税額又は 還付される税額	3,385,500	

▶解答への道◀

【資料Ⅰ】

1 納税義務者の区分

甲は、本年2月末まで米国に赴任していたため、非居住者に該当し、その他の期間は国内に居住しているため、居住者に該当する。

2 ストックオプション

税制適格要件を満たしていないため、次の金額を給与所得の収入金額とする。

$$\text{権利行使時の時価} - \text{権利行使価格}$$

なお、取得した株式を譲渡しているため、権利行使時の時価を取得価額として、譲渡計算を行う。

3 A社の退職

(1) 役員勤務期間（使用人兼務取締役期間と専任取締役期間の合計）が5年以下となるため、役員退職金は特定役員分に該当する。

使用人勤務期間（使用人期間と使用人兼務取締役期間の合計）も5年以下となるが、短期退職分の5年以下の判定については、その後に勤務した役員期間も含めることから、5年超の扱いとなり一般分に該当する。

同一年において、特定役員分と一般分がある場合には、次の算式で退職所得を計算する。

【特定役員分と一般分がある場合】

(1) 特定役員退職手当等

- ① 収入金額
- ② 特定役員退職所得控除額
 $40\text{万円} \times \text{勤続年数} (1\text{年未満切上})$
- ③ ① - ②

(2) 一般退職手当等

- ① 収入金額
- ② 退職所得控除額
 $\text{退職所得控除額 (全体)} - \text{特定役員退職所得控除額}$
- ③ $(\text{①} - \text{②}) \times \frac{1}{2}$
- (3) $(1) + (2) = \text{退職所得の金額}$

この場合において、一般分の①から②を控除した金額がマイナスとなった場合には、特定役員分の①から②を控除した金額と通算する。

(2) 退職所得の受給に関する申告書を提出していないため、退職金の20.42%が源泉徴収される。

【資料Ⅲ】

1 売上高

(1) C社からの着手金350万円は、中途解約になっても返還しない定めとなっていることから、未完了であるが収入金額に計上する。

(2) D社からの請負業務は未完了であるため、前受金も含めて収入金額には計上しない。

(3) E社からの請負業務は7月31日に完了しているため、収入金額に計上する。

なお、400万円しか回収できていないため、残りの400万円が債権として残っており、同社は再生手続き開始の申し立てを行っているが、本年中に廃業していることから、引当金の繰り入れは行わない。

(4) F社からの請負業務は8月31日に完了しているため、収入金額に計上する。

なお、損害賠償請求については、業務上のものであるため必要経費に算入する。

(5) G社からの請負業務は10月31日に完了しているため、（廃業後に入金されているが）収入金額に計上する。

2 給料賃金

93万円は、個人事業期間の勤務とZ社期間の勤務が混在しているものであるため、日数で按分した金額を（法63により）事業所得の必要経費に算入する。

3 減価償却費

- (1) 資産を譲渡している場合には、その年分の減価償却費を計上することも、計上しないこともできる。

減価償却費を計上する（事業所得が減少する）と、その分譲渡所得の取得費が減少することから、譲渡所得の金額（総合短期）が増加する。

減価償却費を計上しない（事業所得が増加する）と、その分取得費が大きくなることから、譲渡所得の金額が減少する。

事業所得の金額と譲渡所得の金額（総合短期）には、所得税の取扱いに差がないことから、減価償却費を計上しても計上しなくても、基本的には、総所得金額に違いはない。

しかし、総合譲渡所得には50万円特別控除があるため、50万円を超える譲渡益が算定されるように計算した方が有利となる。

- (2) 甲は、青色申告者、かつ、中小事業者に該当するため、取得価額が10万円以上30万円未満の資産については、取得価額の全額を必要経費に算入できる。

なお、この特例は年間の取得価額300万円までの適用となっているが、年の中途の開廃業の場合には300万円を業務月数で按分した金額までとなっているので、本問では150万円までが対象となる。

- (3) 上記から、1台25万円のパソコン6台分までが全額必要経費の対象とできるので、7月に購入した3台と8月に購入した3台を対象にして計算している。

※ 減価償却費を計上すると、事業所得の金額が小さくなり、事業税の見込み控除額が小さくなることから、事業税の見込み控除額を大きくするため、譲渡益が50万円を超える範囲内で、全額必要経費の対象資産を他のパソコン等にする別解も考えられる。

- (4) ソフトウェアについては、取得価額が10万円以上20万円未満の資産であるため、（全額必要経費算入の特例を除けば）一括償却と通常償却の選択となる。

上記(1)のとおり、譲渡益を大きくした方がよいため、一括償却を選択して、譲渡時の簿価をゼロとしている。
なお、本年中に廃業しているため、残りの3分の2も必要経費に算入することになる。

※ 一括償却資産とせず、通常償却とする別解が考えられる。

4 租税公課

- (1) 収入印紙代は必要経費に算入する。

- (2) 事業税は、本来債務確定時に必要経費に算入するのであるが、事業を廃止した場合には、翌年において課される事業税の見込額を必要経費に算入できる。

必要経費に算入できる見込額は、次の算式で計算する。

$\frac{(\text{事業税課税見込額控除前の事業所得の金額} - \text{事業主控除}) \times \text{事業税の税率}}{1 + \text{事業税の税率}}$
--

5 その他

- (1) 小規模企業共済等掛金は、所得控除の対象となる。

なお、居住者期間に支出したものであるため、全額所得控除の対象となる。

- (2) 未完成の請負業務に対する仕掛経費は、資産計上した上で法人に引き継がせるべき性質のものであるため、必要経費からは減額する。

※ 仕掛経費を減額せず、対応する販売価額を収入計上する別解が考えられる。

- (3) 創業コンテストの賞金は、役務提供の対価として雑所得となるが、甲の父からの支援金は、単なる贈与と考えられることから贈与税の対象となり所得税は非課税となる。

※ 創業コンテストを一時所得とする別解が考えられる。

【資料Ⅳ】

1 現物出資

資産を現物出資した場合には、取得した株式の時価を収入金額として譲渡計算するのが原則であるが、本問は自らの金銭も出資しており、その金額が不明なため、資産の時価を収入金額として譲渡計算している。

2 給 与

- (1) A社からの1月から2月までの給与は、非居住者期間に係るものであるため、国内源泉所得であれば課税対象になる。給与については勤務地で判定するのが原則であるが、甲はA社（内国法人）の役員であることから（米国での勤務であるが）課税対象となる。

課税方法は源泉分離課税となる。

- (2) A社からの3月から4月までの給与は、居住者期間に係るものであるため、国内源泉所得か否かを問わず課税対象となる。

課税方法は総合課税となる。

- (3) H社からの1月の給与は、非居住者期間に係るものであるため、国内源泉所得であれば課税対象になる。

日本に一時帰国した際の勤務（国内での勤務）であるため、国内源泉所得に該当し課税対象となる。

課税方法は源泉分離課税となる。

3 その他

- (1) 特定中小株式を払込みにより取得した場合には、その取得に要した金額を株式等の譲渡益から控除する。

- (2) ドル建て定期預金の利子は、米国で取得していることから、源泉徴収はされず、利子所得で総合課税となる。
なお、邦貨換算は電信買相場（T T B）により行う。

【資料Ⅴ】

甲は特定の居住用財産の買換えの特例を適用して取得した買換資産を譲渡しているため、買換資産に付すべき取得価額を計算する必要がある。

本問においては、買換資産の取得価額が譲渡資産の収入金額以上であるため、以下の算式により計算する。

< 買換資産に付すべき取得価額 >

$$(\text{取得費} + \text{譲渡費用}) + (\text{買換資産の取得価額} - \text{譲渡資産の収入金額})$$

また、居住用財産を譲渡しているため、3,000万円控除の適用があるが、所有期間が10年以下であるため、軽減税率の適用はない。

【資料Ⅵ】

1 医療費控除

- (1) 非居住者が居住者となる場合の医療費控除については、居住者期間の支払額が所得控除の対象となるため、甲の医療費のうち2月までの医療費については、医療費控除の対象とならない。

- (2) 甲の配偶者の出産費用については、医療費控除の対象となるが、出産育児一時金を控除する必要がある点に留意する。

なお、当該控除は個別対応により行うため、出産費用から控除できない金額について、他の医療費の額から控除する必要はない。

- (3) 甲の配偶者の定期健診費用については、医療費控除の対象となる。

- (4) 甲の配偶者が出産するために帰省する交通費については、医療費控除の対象とならない。

- (5) 発育段階にある子供の成長を阻害しないようにするための歯列矯正のための治療費は、医療費控除の対象となる。

2 保険料控除

- (1) 甲の国民健康保険料、甲及び甲の配偶者の国民年金保険料は、甲が支払っているため、甲の社会保険料控除となる。
- (2) 生命保険料控除については、居住者期間の支払額が対象となるため、一般分、介護医療分について、2月までに支払った金額を控除した後の金額について、それぞれ計算し、その金額を合計する。
- なお、一般分は旧契約と新契約があるため、新旧の両方を適用（4万円限度）と旧契約のみ適用のいずれかを選択するが、両方を適用した方が有利となる。

① 旧生命保険料

支払った生命保険料	控 除 額
25,000円以下	全 額
25,000円超 50,000円以下	$25,000円 + (\text{支払保険料} - 25,000円) \times \frac{1}{2}$
50,000円超 100,000円以下	$37,500円 + (\text{支払保険料} - 50,000円) \times \frac{1}{4}$
100,000円超	50,000円

② 新生命保険料

支払った生命保険料	控 除 額
20,000円以下	全 額
20,000円超 40,000円以下	$20,000円 + (\text{支払保険料} - 20,000円) \times \frac{1}{2}$
40,000円超 80,000円以下	$30,000円 + (\text{支払保険料} - 40,000円) \times \frac{1}{4}$
80,000円超	40,000円

3 人的控除

- (1) 甲の配偶者は給与の支払を受けており、合計所得金額が48万円を超えるため配偶者控除の適用はない。
また、甲の配偶者の合計所得金額は48万円超133万円以下であるが、甲の合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者特別控除の適用もない。
- (2) 甲の長男及び次男は16歳未満であるため扶養控除の適用はない。

●おわりに

合格ラインは、第一問が32点前後、第二問が24点前後、合計56点前後と考えられる。
合格確実ラインは、第一問が40点前後、第二問が32点前後、合計72点前後と考えられる。

夏のオンラインイベント(無料)に参加しよう！

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略Zoomセミナー

要予約

※各セミナー
先着400名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験は科目ごとに出题傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、それに則して講義を展開しています。当Zoomセミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月～9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

●開催日時及び担当講師

簿記論
8/23(水)
19:30～20:30



安部 洋平

所得税法
8/16(水)
19:30～20:30



信澤 奈津美

財務諸表論
8/18(金)
19:30～20:30



渡辺 俊宏

相続税法
8/27(日)
13:00～14:00



阿部 史生

法人税法
8/27(日)
10:30～11:30



櫻井 洋

消費税法
8/21(月)
19:30～20:30



二宮 良之

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月～9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座ホームページで 配信！

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/tacchannel.html



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師
固定資産税

松葉 貴

配信予定:
8/11(金)～



～今が就活最前線！～ どこよりも早い傾向分析と対策！

要予約

※先着400名まで

Zoomでライブ配信！ 予約はこちらから

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/zeiri_summersemi.html



税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2023年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当講師

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:
8/17(木) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

8/14(月)
17:00より
公開予定!

- ① 本試験後の
「受験プランニング」
- ② 第73回税理士試験
「解答解説会」Web配信
- ③ 講師インタビュー 簿記・財表・法人・所得・相続・消費
「本試験の所感と合格ライン」

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri.html



■TACのサービスをご紹介

デ ジ タ ル 教 材

デジタル教材を活用してスマート学習!



移動などのスキマ時間の
学習効率UP

電車の中や外出先でも
教材を広げることなく学習できる!



スマホやタブレットで
教材を持ち運び

デジタル教材ならたくさんの教材を持ち運ばず、
スマホやタブレット1台で楽々持ち運び!



便利機能も充実

キーワード検索やマーカー機能、
メモ書き機能で暗記箇所などをポイント学習!

https://www.tac-school.co.jp/kouza_zeiri/digital_kyouzai.html

